(7) 入港料

対象港湾名	単位	金額	摘 要
広島港の 港湾区域に 入港する船舶	入港1回につき 総トン数1トンまでごとに 外航船舶 内航船舶 その他の船舶	1. 50円 0. 81円 1. 62円	 外航船舶とは、消費税法施行令第17条第2 項第3号に規定する船舶をいう。 内航船舶とは、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船をいう。 総トン数700トン未満の船舶及び国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶その他規則で定める船舶を除く。 (規則) ①離島航路整備法第3条の規定により補助金の交付を受けて離島航路事業に従事する船舶 ②国際親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する船舶 ③暴風雨等により災害を避けるため港湾区域外に待避して再入港する船舶 ④試運転のため出港し、他の港に入港することなく再入港する船舶 ⑤検疫又は通関のみの目的で入港する船舶 ⑥単に港湾区域を通過する船舶

(8) クルーズ客船等入港状況(令和4年度)



入港年月日	船名	船籍	総トン数	用途
令和4年4月4日	にっぽん丸	日本	21,903	客船
令和4年4月7日	にっぽん丸	日本	21,903	客船
令和4年7月2日	飛鳥Ⅱ	日本	50,142	客船
令和4年7月19日	ぱしふいっくびいなす	日本	26,594	客船
令和4年7月22日	ぱしふいっくびいなす	日本	26,594	客船
令和4年10月2日	ぱしふいっくびいなす	日本	26,594	客船
令和4年10月6日	ぱしふいっくびいなす	日本	26,594	客船
令和4年10月13日	にっぽん丸	日本	21,903	客船
令和4年10月15日	にっぽん丸	日本	21,903	客船
令和5年3月8日	AMADEA	バハマ	29,008	客船
令和5年3月19日	NAUTICA	マーシャル諸島	30,277	客船
令和5年3月19日	WESTERDAM	オランダ	82,348	客船
令和5年3月27日	NAUTICA	マーシャル諸島	30,277	客船
令和5年3月28日	AZAMARA QUEST	マーシャル諸島	30,277	客船